

意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案 件 名：鹿屋市再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドライン策定
- 2 意見の募集期間：令和3年9月9日～10月8日（30日間）
- 3 意見提出者： 3人
- 4 意 見 数： 18件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	7 件
B：既に盛り込み済みのもの	4 件
C：今後の参考となるもの	件
D：反映できないもの	7 件
E：その他感想や質問など	件
計	18 件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
	現在、太陽光発電用の敷地が自宅のすぐ近くの軒下まで買収され計画されており、業者へ「家の敷地から20メートル離してパネルを設置してほしい旨」を要望しているが、実際に巻き尺で測ってみると自宅のすぐ近くで圧迫感を感じる距離であり、すでに生活している「生活圏」の中にパネルを設置することで現在の生活環境を大きく損なうことを非常に心配している。つきましては、下記により具体的にガイドラインに盛り込んでいただくようお願いします。		
1	反射光、電磁波はもちろん、台風時にはパネルを風が「なめる」ように通過し建物に被害を与える可能性があるため民家の敷地及びこれに付随する構造物から50メートル以上離して設置し、景観を損なわないように周辺に防風もかねて植樹する。	D	本ガイドラインは、鹿屋市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、生活環境の保全や災害の防止、良好な景観の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すものです。民家等の構造物と太陽光発電設備との距離の制限に関する法令はないことから、本ガイドライン

			<p>で規制することはできないため、以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること。(第6(3)「生活環境の保全」ア)</li> </ul>
2	<p>工事期間中は、土日祝祭日は休みとし、時間は午前8時30分から午後5時とする。</p>		<p>D</p> <p>建設・土木工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する特定建設作業の作業時間帯については、騒音規制法第2条第3項及び振動規制法第2条第3項において、規制基準を設け、騒音や振動の大きさに応じて、作業禁止の時間帯や一日の作業時間、作業日を規制しており、土曜日の作業の制限に関する法令はないことから、ガイドラインで規制することはできないため、本ガイドラインでは以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、近隣関係者に対して敷地内の施工方法等を周知する必要がある、事業を実施するに当たり近隣関係者と合意形成に努めること。(第9(3)「周知内容」において)</li> <li>・事業者は、必要に応じて協定書を締結するなどの措置に努めることや発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)</li> </ul>
3	<p>工事中に大型の工事車両及び重機等が出入りすることで、振動で地盤沈下を起こしブロック塀の変形、ひび割れ、さらには基礎部分への影響が懸念される。</p>		<p>A</p> <p>第6(3)「生活環境の保全」アにおいて、「住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること」としておりますので、そこに「振動」を追記します。(第3号様式参照)</p> <p>なお、本ガイドラインでは以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂流出防止対策、搬入路計画、粉じん対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等について周知すること。(第9(3)「周知内容」イ)</li> <li>・必要に応じて協定書を締結するなどの措置に努めることや発電設備</li> </ul>

			の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)
4	計画段階から設置工事、その後の管理まで地元町内会長を加えて協議し、関係者に説明し納得してもらえるようにしてほしい。	B	本ガイドラインでは以下のとおり規定しており、盛り込み済みです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をし、近隣関係者との合意形成に努めること。(第9「事業の周知等」)</li> <li>・説明会を開催したときは、速やかに市長に対して周知実績報告書を提出すること。(第9(4)「周知実績報告書の提出」)</li> <li>・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)</li> </ul>
5	災害が起きた時には誠意をもって速やかに対応してほしい。	A	第16(5)「事故が発生した場合の対応」において、発電設備の設置に起因する災害が発生した場合に、事業者は誠意を持って速やかに対応するよう修正します。(第3号様式参照) なお、本ガイドラインでは以下のとおり規定しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)</li> <li>・事業者は、自然災害やその他の事由により発電設備が破損した場合、被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。(第16(3)「発電設備が破損した場合の対応」)</li> </ul>
6	熱、反射光の発生を防止するために年間を通し、近隣関係者の土地、建屋に影響を与えない角度及び設置位置を科学的根拠をもって算出することを盛り込むこと。	D	太陽光パネルの角度及び設置位置の制限に関する法令はないことから、本ガイドラインで規制することはできないため、以下のとおり規定しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱や反射等の発生を防止するために必要な対策を実施すること。(第6(3)「生活環境の保全」)</li> </ul>

7	<p>発電設備の設置により、熱、反射光の発生による被害があった場合は当該発電設備の移動、撤去などの対策を講じることを盛り込むこと。</p>	A	<p>第16(5)「事故が発生した場合の対応」において、発電設備の設置に起因する災害が発生した場合に、事業者は誠意を持って速やかに対応するよう修正します。(第3号様式参照)</p> <p>このほか、本ガイドラインでは以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)</li> </ul>
8	<p>第6(3)ア「生活環境の保全」において、発電設備を敷地境界から後退させる場合の距離を明記すること。(30メートル以上を希望)</p>	D	<p>民家等の構造物と太陽光発電設備との距離の制限に関する法令はないことから、本ガイドラインで規制することはできないため、以下のとおり規定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること。(第6(3)「生活環境の保全」ア)</li> <li>・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)</li> </ul>
9	<p>第16(2)「発電所敷地内の除草及び清掃」において、土地の買収後から着工に至るまでの期間も、除草及び清掃を定期的に行うことや実施時期と頻度は近隣関係者の要望に沿うことを盛り込むこと。</p>	B	<p>本ガイドラインでは以下のとおり規定しており、盛り込み済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をし、近隣関係者との合意形成に努めること。(第9「事業の周知等」)</li> <li>・事業者は、除草回数、除草剤使用等について、近隣関係者等に事前に周知し、合意形成に努めること。(第9(3)「周知内容」ウ)</li> </ul>
10	<p>第16(4)「発電設備を廃止又は撤去した場合の対応」について、廃止の定義を明記すること。(売電期間終了、設備の物理的寿命など)</p> <p>また廃止の定義を発電設備の物理的寿命とする場合、耐用年数を基準とするなど、あらかじめ目安を定め、明らかにすること。</p>	A	<p>第16(4)「発電設備を廃止又は撤去した場合の対応」について、別紙のとおりに修正します。(第3号様式参照)</p>
11	<p>第16(4)「発電設備を廃止又は撤去した場合の対応」について、廃止後の適切な処置について詳しく説明すること。</p>	D	<p>発電設備を廃止又は撤去した場合の対応については、資源エネルギー庁が定めた「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」第2章第5節2「事業終了後の撤去・処分の実施」において以下のように規定されている</p>

		<p>ため、本ガイドラインには規定しません。</p> <p>① 事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法 35 等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 14 号〕</p> <p>② 事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること。</p> <p>③ 発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 14 号〕</p> <p>④ 発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となるが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることを太陽光発電事業者においてあらかじめ確認するように努めること。また、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示すること。</p> <p>⑤ 発電設備の撤去及び処分を自ら行う場合、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材について、建設リサイクル法に基づき、再資源化等を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 14 号〕</p> <p>⑥ 発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサ</p>
--	--	---

			イクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するように努めること。 ⑦ 事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。
12	第16(5)「事故等が発生した場合の対応」について、事業者は、自然災害や事故、発電設備の故障が発生した場合に、近隣関係者本人、または近隣関係者の所有する土地、建物に発電設備が間接的理由となる二次被害が起こらないように十分な対策を講じること。また、被害が及んだ場合の補償について近隣関係者に事前に説明し、同意を得ることを盛り込むこと。	A	第16(5)「事故が発生した場合の対応」において、発電設備の設置に起因する災害が発生した場合に、事業者は誠意を持って速やかに対応するよう修正します。(第3号様式参照) このほか、本ガイドラインでは以下のとおり規定しております。 ・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」) ・事業者は、自然災害やその他の事由により発電設備が破損した場合、被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。(第16(3)「発電設備が破損した場合の対応」)
13	第1「目的」において、「このガイドラインは、」から始めとする文言の中で事業者が計画段階において検討すべき事項として、生活環境の保全を上位に位置付けることにより必然的に災害の防止につながることを念頭に明記していただきたい。	A	本ガイドラインは市民の安全・安心を確保することを目的と考えており、そのことをより明確にするために、第1「目的」に追記します。(第3号様式参照) また、資源エネルギー庁が定めた「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」第2章第1節「企画立案」において、防災、環境保全、景観保全の語順で表記されているため、それにあわせて修正します。(第3号様式参照)
14	設置するに適當でないエリアの設定(住宅及び道路からの距離の設定)距離を200m以上離す等具体的に明示してほしい。	D	民家等の構造物と太陽光発電設備との距離の制限に関する法令はないことから、本ガイドラインで規制することはできないため、以下のとおり規定しております。 ・住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること。(第6(3)「生活環境の保全」ア) ・事業者は、近隣関係者等からの苦情に対して誠意を持って速やかに対応すること。(第9(6)「市及び近隣関係者等への対応」)

15	工事期間中の地域との協定書の締結について明記してほしい。	B	第9（6）「市及び近隣関係者等への対応」において、「必要に応じて協定書を締結するなどの措置に努めること」としており、盛り込み済みです。
16	第6「発電設備の設置における配慮事項」について、（1）～（4）があるが、（3）生活環境の保全を上位に位置付けてほしい。	A	資源エネルギー庁が定めた「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」第2章第1節「企画立案」において、防災、環境保全、景観保全の語順で表記されているため、それにあわせて修正します。（第3号様式参照）
17	再生可能エネルギー発電設備の設置計画で購入した土地等の管理は、購入段階より除草作業等を実施、地域住民の生活に支障が及ばないように管理を徹底する旨を明記すること。	B	<p>本ガイドラインでは以下のとおり規定しており、盛り込み済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・率先して近隣関係者等への説明会の開催や、近隣関係者等の意見を聞くなどの対応をし、近隣関係者との合意形成に努めること。（第9「事業の周知等」）</li> <li>・事業者は、除草回数、除草剤使用等について、近隣関係者等に事前に周知し、合意形成に努めること。（第9（3）「周知内容」ウ）</li> <li>・事業者は、必要に応じて協定書を締結するなどの措置に努めることや発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意を持って速やかに対応すること。（第9（6）「市及び近隣関係者等への対応」）</li> </ul>
18	事業者の事業計画に対して、行政に携わる職員が個人的な見解を述べないこと。	D	今回の案件には直接関係のない意見のため。